

平成22年12月24日

各位

広島県信用組合
理事長 吉田 貞之

不祥事件発生のお知らせとお詫びについて

この度、誠に遺憾ながら、当組合元職員による不祥事件が発覚いたしました。

社会的・公共的な役割を担い、お客さまからの信頼と信用を求められる金融機関として、このような事件が発生しましたことを、役職員一同真摯に反省するとともに、被害を受けられたお客さまをはじめ、日頃よりご支援とご愛顧を賜っておりますお取引先の皆さま、組合員の皆さま、地域の皆さまにご迷惑とご心配をおかけいたしますことを心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 不祥事件の概要

当組合の元職員（男性56歳、平成21年3月退職）が、平成19年1月から平成20年7月にかけて、福山支店および松永支店の支店長として在籍していた間に、僚店の因島支店および松永南支店に定期預金を預けておられるお客さま（二名様）から、預金の解約依頼を受けた15,200千円を着服しており、平成22年8月6日にお客さまからのお問合せを受け内部調査をいたしました結果、不正な取扱いがあったことが判明したものであります。

2. 被害を受けられたお客さまへの対応

被害を受けられたお客さまには、事実関係をご説明のうえ深くお詫び申し上げます。また、被害金額につきましては、事故者の親族より全額弁済が行われております。

3. 関係機関への届出等

不祥事件発覚後、速やかに関係当局に届出ておりますが、被害を受けられたお客さまのご要望や実質的な損害が発生していないことから、告訴は行わないことといたしました。

4. 関係者の処分

事故者につきましては、既に、平成21年3月31日付で退職しております。

役員ならびに関係者の処分につきましては、管理監督責任の所在を明らかにしたうえで、厳正な人事処分を行いました。

5. 再発防止と今後の対応

当組合では、これまで不祥事件防止のため、法令等遵守態勢および内部管理態勢の整備に取り組んでまいりましたが、不十分であったものと深く反省しております。

今後の対応といたしましては、今回の不祥事件を厳粛に受け止め、このような事態を起こさないよう、法令等遵守態勢ならびに内部管理態勢を強化するとともに、抜本的な再発防止策を策定し、役職員一同が全力で取り組んで参る所存であります。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

広島県信用組合 担当（西川・深山）

電話番号：(082) 249-2111

受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）